

市民の皆さまの視点でまち(都市)づくりについて考えてみませんか！！



白井市まちづくり審議会の ‘市民公募委員’の募集

◆ 白井市まちづくり審議会の‘市民公募委員’の募集を行います。

白井市まちづくり審議会とは

- ・‘白井市まちづくり条例’の適正な運用を図るため、設置された市長の附属機関です。
- ・様々な立場の方が、「地区まちづくり計画」(一定のまとまりをもった市内の地区において、地区内の市民が主体となって地区の特性を活かしたまちづくりを推進することを目的に、市が策定する計画)などについて、話し合う場です。

詳しくは、市公式ホームページの
白井市まちづくり審議会のページ
(右 QR コード)を御覧ください。



白井市まちづくり条例とは

- ・総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的とした、市のまちづくりに関し必要な事項を定めた条例です。

詳しくは、市公式ホームページの
白井市まちづくり条例のページ
(右 QR コード)を御覧ください。



募集内容

対象

- ①満18歳以上で市内在住(住所を有し居住していること)・在勤・在学の方
- ②年間数回行う平日の会議に出席できる方
- 上記①、②を満たす方(2名)

任期

- ・3年間
令和8(2026)年1月19日～
令和11(2029)年1月18日

報酬

- ・会議1回につき 6,600円

- ・子育て中の方も委員として参加できるよう会議の開催時間に子どもの一時保育を行うボランティア制度があります。

詳しくは、市公式ホームページの
審議会等に係るお子さんの一時的
保育のページ(右 QR コード)を御
覧ください。



応募方法・お問い合わせ先

応募期間	令和7年10月1日(水)から10月21日(火)まで(消印有効)
提出書類	「公募委員申込書」(都市計画課、各センター、市ホームページにあります。)
提出方法	郵送、メール、都市計画課へ持参のいずれかの方法
応募先 お問い合わせ先	〒270-1492 白井市復1123 白井市役所 都市計画課 計画整備係(市役所東庁舎2階) TEL 047-401-4682(直通) / FAX 047-492-3070 E-mail toshi-keikaku@city.shiroi.chiba.jp